

令和3年度

植田北小学校いじめ防止基本方針



1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

本校では、上記の「いじめ防止対策推進法」による定義を「いじめ」と考え、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校における「組織」として行う。
- ・ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めを行う。
- * かつてのいじめの定義には「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

上記のことを踏まえ、次の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

○ いじめの防止

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようにする。全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」との認識に立ち、いじめ防止のために行動する。

○ いじめの早期発見

全ての教職員が「いじめはどの学級でも起こりうる」という共通認識のもと、いじめの早期発見のための手段を講じる。

○ いじめの早期対応

いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関と連携し、問題の早期解消のため、組織的に行動する。

3 校内体制

校長をいじめ防止対応の責任者とし、いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止等対策委員会を設置する。そして、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また、いじめが生じたときは、学級担任等の特定の教員が抱え込むのではなく、いじめ防止等対策委員会が中心となり、学校全体で組織的に対応する。

<いじめ防止等対策委員会の構成員>

校長（責任者）、教頭、教務主任、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、当該児童の担任、子ども応援委員会コーディネーター等

<いじめ防止等対策委員会の実施>

- 定期実施
年間計画に基づき、定期的に実施する。児童の情報交換を行い、いじめの防止、早期発見に向けた取り組みについて協議する。
- 緊急実施
いじめが発生したときに、早期解消に向けた取り組みについて協議する。

4 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・ 様々な面での児童理解を図るために、児童とふれあう時間（放課・給食・清掃・授業後などの時間）を多くとる。
- ・ 児童が何でも相談できるような信頼関係を築くように、普段から児童の声に耳を傾け、親身になって対応する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ 日頃から保護者との信頼関係を築くように努める。保護者からの相談を受けたら親身になり、早急に対応し、連絡を怠らない。
- ・ 保護者や地域と連携を取り合い、子どもに関する情報を共有する。
- ・ いじめが発生したときは、早急に対応するのはもちろんのこと、決して一人で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会に報告し、組織的に対応する。

5 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高められるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育む。
- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
- ・ 「明るい心」「わたしたちの道徳」などの資料を積極的に活用し、道徳の授業を通して「思いやりの心」を育む。
- ・ 「道徳教育は学校教育全体を通して行う」ことを常に念頭におき、あらゆる場面で道徳教育を行う。
- ・ 情報モラル教育を積極的に進める。

(2) 授業づくり

- ・ 児童生徒の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、努力点推進等を通して、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 学級担任全員が一人一実践の研究授業を行い、お互いの授業を観察・検討する。教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。
- ・ T T指導を行い、個別指導を行う。
- ・ 「発言するときのルール」「聞くときのルール」等、授業でのルールを明確にして、全員の児童が安心して授業に参加できるようにする。
- ・ 「人の失敗や間違いを笑わない」「分からないことはお互いに教え合う」等、授業においても思いやりの心が発揮できるように日頃から指導する。

(3) 集団づくり

① 学級

- ・ 学級目標の中に、「やさしさ」「思いやり」「助け合い」などといった、いじめを起こさない集団にするためのキーワードを掲げ、児童に常に意識させる。
- ・ 友達のよさに目を向けさせ、積極的に認め合うようにする。
- ・ 一人一人に居場所と役割があるようにする。
- ・ 明確な学級のルールを作り、児童が安心して学級で過ごせるようにする。
- ・ 集団遊びや、学級児童全員が力を合わせて取り組む活動を積極的に実施する。
- ・ 教室の環境整備に努める。
- ・ 「なごや I N G キャンペーン」等の機会を生かし、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

② 学年

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付いたり学んだりする機会を設定する。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、児童と児童とが交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」等の場や機会を設定する。

③ 児童会

- ・ 代表委員が参加する「あいさつ運動」を実施し、あいさつが自然に交わされる学校を目指す。
- ・ ペア集会や児童会主催のイベント等の、児童が交流し、楽しむことができる活動を実施する。

6 早期発見の取り組み

いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを通して、児童一人一人の交友関係、行動、考えを理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。
- ・ 児童の声に耳を傾け、認めることで、児童との間に、心が通じ合い、互いに信頼し、相手を受け入れている関係を構築するように努める。

(2) アンケート調査

① 学校生活アンケート (hyper - QU)

- ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、日常の観察による情報を加味して、児童個々への対応や学級集団づくりに活用する。
- ・ 結果の活用について、スクールカウンセラーの助言を得ながら、児童生徒に対して、どのようなレベルの対応が必要なのかを理解し、支援を必要とする児童への具体的な支援方法を検討し、全職員で共有する。
- ・ 年二回実施している hyper - QU の結果については、全職員で情報を共有すると共に、子ども応援委員会、指導室にも報告を行う。

② 定期的な記名式アンケート

- ・ 「学校で困っていることや心配なことは、ありますか。」「自分がいじめられたり、だれかがいじめられているのを見たりしたことがありますか。」などといった項目についての記名式アンケートを学期に1回程度行う。
- ・ いじめの早期発見に役立たせ、教育相談につなげる。

③ 緊急的な記名式・無記名式アンケート

- ・ いじめが発生し、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。
- ・ 記名式にするか無記名式にするかは、そのときの状況から、いじめ防止等対策委員会で検討し、判断する。

(3) 教育相談 (あったかタイム)

- ・ 「いじめの被害者は全力で守る」という学校、教職員の姿勢、決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するように呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 2学期は全員、1、3学期は必要に応じて、希望者（及び心配のある児童）のみ、学級担任が教育相談を行う。
- ・ 学級担任による教育相談は、事前に実施した学校アンケートを基に行う。
- ・ 定期的な教育相談以外でも、児童が希望すればいつでも教育相談に応じる。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(4) 保護者や地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童のことで気になることがあれば、速やかに学校へ連絡していただくように依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童のことで気になることがあれば、速やかに学校へ連絡していただくように依頼しておく。
- ・ いじめの防止や早期発見等への学校の取り組みを「学校だより」や学校HP等で伝え、学校の教育活動への理解と協力をお願いする。

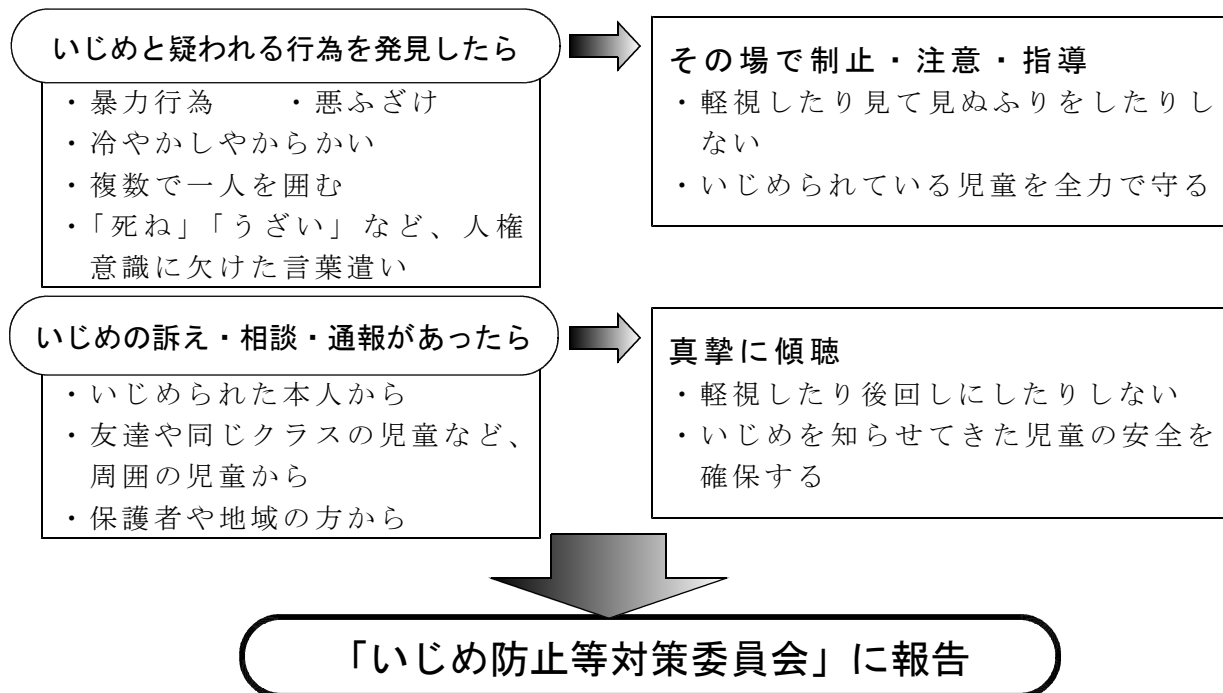
(5) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

- ・ 年度当初に全児童に配付し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルに入れて、いつでも見ることができるよう指導する。

7 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、教育委員会、関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ いじめの相談や通報に対しては真摯に傾聴し、軽視したり、後回しにしたり、隠蔽したりしない。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通し、落ち着いた教育を受けられる環境の確保を図る。

(1) いじめの発見時や相談、通報を受けたときの対応



(2) 「いじめ防止等対策委員会」の対応

校長は、速やかに「いじめ防止等対策委員会」を招集し、状況を冷静に判断し、迅速かつ的確な初期対応を指示する。

情報収集・管理・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを発見した教職員又はいじめに関する相談や通報を受けた教職員からの情報を共有する。 ・ 関係児童に関する情報を収集し、共有する。
関係児童及び周囲の児童からの事情聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて、聞き取りが必要と思われる児童から事情聴取を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。
いじめか否かの判断（いじめの認知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取った内容の集約やこれまでの関係児童の状況から、いじめか否かの判断を行う。
今後の対応の決定	<p><いじめられた児童に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「複数の教師で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」等の安全の確保を行う。 ・ 秘密厳守の約束をする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーとの面談を行う。 ・ 欠席せざるを得ない場合の学習支援等を行う。 <p>＜いじめた児童に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの行為の責任を自覚させるとともに、反省を促す指導を行う。 ・ いじめ行為の反省にとどまらず、いじめた児童が抱える問題にも踏み込んだ指導を行う。 <p>＜両者及び保護者に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じた謝罪等の場を設定する。 <p>＜「観衆」「傍観者」に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「観衆」には、「いじめに加担する行為である」ことを理解させ、「傍観者」に対しては「知らせる勇気」をもつことを指導する。 ・ 二度といじめが起こらぬよう、今後の集団づくりに向けた指導方針を立てる。 <p>＜保護者への連絡＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の経過及び今後の対応について、被害・加害両方の保護者へ連絡する。 <p>＜いじめられた児童の保護者に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誠実な態度で接する。電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。 <p>＜いじめた児童の保護者に対して＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速に連絡し、学校の指導に対する理解や協力を得るように努め、保護者のつらさを受け止めながら助言を行う。
<p>事実関係の客観的かつ正確な記録の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「発見」から「初期対応」「事情聴取」「保護者への連絡」など、経過の全般について、客観的な事実を時系列で正確にまとめておく。 ・ 教職員の「憶測」や「感情」が入らないように注意し、会話についてはできる限り実際の会話の通りに記録するようにする。

◎ 以下のような「重大事態」に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

<p>○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 <p>○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する <p>※ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。</p>
--

- ・ 状況に応じて所轄警察署、法務局、児童相談所など、関係機関との連携を図る。
- (3) ネット上のいじめへの対応
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。

- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 児童に対して情報モラル教育を積極的に進め、相談機関の窓口や関係機関が実施する取り組みを周知する。
- ・ 保護者に対しても、ネット社会の現状、危険性についての理解を求めるとともに、「インターネット、スマートフォン、携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

(4) 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターが中心となって、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

(5) いじめが発生した場合の対応の流れ



8 校内研修の実施

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめ防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

10 年間計画 ※ 4/21 現在

月	いじめ防止等対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	学校評価	校内研修
4	いじめ防止基本方針について	<ul style="list-style-type: none"> 学級目標の設定 ルールづくり 努力点年間計画 遠足 	<ul style="list-style-type: none"> 「あったかハート」配付 学級懇談会 気づいてる？こころのSOS 		
5	情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 「思いやり・親切」に関わる道徳の授業 運動会 	<ul style="list-style-type: none"> 記名式学校生活アンケート 	学校評議員会	児童理解
6	学校生活アンケートの結果について	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習ウィーク 努力点授業実践 あいさつ運動 スクールカウンセラーと共同した授業 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（希望者及び心配のある児童） 学校生活アンケート（HyperQU）の実施と子ども応援委員会との情報共有 		自殺予防 学校生活アンケート結果の活用
7	1学期の振り返りと今後の対策	<ul style="list-style-type: none"> 児童会主催のイベント 情報モラル教育 自殺予防教育 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会（希望者） 		
9	情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 努力点中間報告 スクールカウンセラーと共同した授業 	<ul style="list-style-type: none"> 気づいてる？こころのSOS 		教育相談について
10	あったかタイム（教育相談期間）		<ul style="list-style-type: none"> 記名式学校生活アンケート 		事例検討会
11	ING キャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> あいあいあいさつの日 	<ul style="list-style-type: none"> あったかタイム（教育相談期間）（全員） 		人権教育
12	2学期の振り返りと今後の対策	<ul style="list-style-type: none"> 「人権」に関わる道徳の授業 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート（HyperQU）の実施と子ども応援委員会との情報共有 個人懇談会 		
1	情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育 あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> 記名式学校生活アンケート 気づいてる？こころのSOS 	学校関係者評価	児童理解
2	情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 努力点最終報告 長縄跳び大会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談（希望者及び心配のある児童） 	結果公表 学校関係者評価委員会	
3	本年度の振り返りと来年度に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ありがとうの会 6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> 学級懇談会 		

※ いじめ事案が発生したら、「いじめ防止等対策委員会」を随時開催する。